

- 第1編 震災対策計画
- 第3部 震災応急対策計画
- 第4章 避難者等対応

■ 参照（別冊資料）

- 資料第52「備蓄倉庫・避難所備蓄倉庫設置場所一覧」
- 資料第53「避難所資機材倉庫標準配備一覧」
- 資料第54「防災用資機材配備状況一覧（避難所配備分除く）」
- 資料第55「中野区の災害対策用備蓄物資等一覧」
- 資料第149「災害時における段ボールベッド等の優先供給に関する協定」
- 資料第184、185「中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書」

(6) 避難所の管理運営体制等

避難所の運営は、区、施設管理者、地域防災会が避難所運営本部を組織し運営にあたる。発災時に円滑な避難所運営を行うことができるように、平常時より、区職員、施設管理者、地域防災会が避難所運営会議を開催し、避難所運営管理マニュアルの作成等を行うとともに、実際に即した避難所開設にかかる訓練等を実施する。

避難所運営管理マニュアルの作成や訓練等にあたっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら実施する。また、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努めるとともに、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。

避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策に万全を期した避難所運営に努め、避難スペースやソーシャルディスタンスの確保、指手消毒やマスクの着用の徹底、検温・問診票によるスクリーニングなどの措置を実施する。

避難所における消防用設備等の維持管理状況の確認など、避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定し、避難所の防火安全対策等を促進する。

消防署は、避難所の防火安全対策の規準作成等により、避難所運営を支援する。

消防署は、区の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区等の避難所運営等を支援する。

(7) 避難所運営における配慮

避難した全ての人の安全、安心な生活を確保するとともに、女性や要配慮者の視点を踏まえた運営に努める。

その実行性を確保するため、必要な対応などについて、マニュアル等を整備する。

要配慮者

移動のしやすさやトイレとの距離への配慮、障害の種別・男女別等の対応スペースの確保、障害者への的確・円滑な情報提供への配慮、冷暖房器具の配備、食料・おむつ等生活備蓄の確保、情報伝達に当たっての放送と掲示の併用、日本語が堪能ではない外国人への配慮、支援が必要な旨の掲示、妊産婦への配慮等

女性・こどもの避難者

男女別の更衣スペース、性別に配慮したトイレ・更衣室・入浴施設や洗濯物干し場の配置、授乳スペースの確保、照明増設・注意喚起のためのポスター掲載など女性・子どもへの暴力防止等

ペット

飼い主が被災し避難所で生活する際のペット（小動物（犬、猫、鳥等））の同行避難者の受入れ、校庭等の一部スペース確保

感染症罹患者及び罹患の恐れのある者

他の避難者との接触を避けるための専用スペースやトイレの確保、世話する者も含めた防疫隔離エリアの設置等

避難所以外の場所に滞在する被災者

在宅避難など、避難所に滞在しない被災者に対して、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスや防災情報の提供など、生活環境の整備に必要な支援等

路上生活者

区は、広域避難場所や避難所等に避難した路上生活者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

5 二次避難所（福祉避難所）

(1) 二次避難所の位置づけ

災害時において、避難所に避難した被災者で、避難所生活を続けることが困難となった高齢者、障害者、被災孤児、児童、乳幼児親子等について、区長が、あらかじめ定められた避難所では十分な救援、救護活動が実施できないと認めた場合に、中野区内の高齢者施設、障害者施設、児童施設等に二次避難所を開設し、被災者の救援、救護活動を実施する。

(2) 二次避難所の開設時期及び期間

二次避難所は、避難所の運営状況や避難所生活が困難な者の状況が把握された後に、対象施設、受入れ対象者、移送手段等の方針を定め開設することを基本とする。

ただし、発災当初から避難所での支援が困難な者を想定し、一部の二次避難所について、早期に開設する体制を整備する。

二次避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(3) 二次避難所の設置基準

二次避難所は高齢者、障害者・児、子ども等の対象者別に設置する。収容基準は、概ね、屋内1人あたり1.65㎡とし、必要に応じて介護スペースを確保する。

(4) 二次避難所の指定

区は、災害時に避難所生活の継続が困難な者の支援を円滑に行うため、区内の社会福祉施設等をあらかじめ二次避難所として指定する。

加えて、発災時、指定された二次避難所以外の社会福祉施設等において避難生活をおくる場合は、指定二次避難所での受入れの困難性、当該施設の安全性等を確認したうえで、当該施設の利用者等を対象とする臨時二次避難所と位置づけ、必要な支援を行う。

■ 参照（別冊資料）

資料第56「二次避難所一覧」

高齢者対象施設

ア 高齢者対象施設は、主に、以下の状態の者を受け入れるものとする。

(ア) 排泄、衣服の着脱等、生活の多くの面で介助が必要な者（要介護4・5程度）

(イ) 認知症により介助が必要で、避難所における集団生活が困難な者

(ウ) ア、イ以外の高齢者で生活に一部介助が必要な者

イ 高齢者対象施設は、状態別に以下のとおりとする。

(ア) 特別養護老人ホーム 11 箇所

主にア、イを対象とし、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

(イ) 通所介護事業所等 7 箇所

主にウを対象とし、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

■ 参照（別冊資料）

資料第196～205「災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」

資料第206～219「災害時における協力体制にかかる協定」

資料第148「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」

障害者・児対象施設

ア 障害者・児対象施設は、主に、以下の状態の者を受け入れるものとする。

(ア) 重度・重複障害者・児、重度肢体不自由者（四肢もしくは下肢及び体幹に重度の障害がある者）等

(イ) 知的・精神・発達障害等により避難所における集団生活が困難な者
イ 障害者・児対象施設は、全て、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

(ア) 主にアを対象とする施設

東京総合保健福祉センター江古田の森、障害者福祉会館

(イ) 主にイを対象とする施設

弥生福祉作業所、都立中野特別支援学校、療育センターアポロ園、中野区子ども発達センター(たんぽぽ) 放課後デイサービスセンター(みずいろ)
(主に障害児を対象とする) コロニーもみじやま支援センター、中野区療育センターゆめなりあ

■参照(別冊資料)

資料第220～227「災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」

資料第228～235「災害時における協力体制にかかる協定」

乳幼児等対象施設

ア 乳幼児等対象施設は、主に、以下の状態の者を受け入れるものとする。

(ア) 避難所での集団生活が困難な乳幼児等

(イ) 被災孤児、及び、避難所での集団生活が困難な児童

イ 乳幼児等対象施設は、全て、区内全域をカバーする広域的な二次避難所とする。

(ア) 主にアを対象とする施設

保育園 12 箇所

(イ) 主にイを対象とする施設

児童館等 10 箇所

■参照(別冊資料)

資料第236～242「災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書」

(5) 二次避難所の運営

二次避難所の運営は、二次避難所の施設職員、区職員、ボランティア及び介護をする親族により行うものとする。

区は、二次避難所の施設管理者等と協議し、避難所ごとに個別の避難所運営マニュアルの作成を行うとともに、実際に即した避難所開設にかかる訓練等を実施する。

災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体

制を整備し、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室を可能な限り確保するよう努める。

新型コロナウイルス感染症対策として、基本的な感染症予防の徹底や密集・密接・密閉の回避等、感染症対策に万全を期した二次避難所運営が求められており、避難スペースやソーシャルディスタンスの確保、指消毒やマスクの着用の徹底、検温・問診票によるスクリーニングなどの感染症対策に万全を期すよう努める。

6 避難所が標準的な屋内収容が行えない場合の収容想定

発災時においては、震度、発生時間、風向き等の条件により、想定される以外の様々な被害が見込まれることから、避難所の収容について、標準的なケースの他、地域危険度を反映した場合や避難所機能の確保が難しい場合等、想定以外のケースについて以下の対応手順を定める。

(1) 屋内収容の考え方

避難所の屋内収容は、設置基準に示す1人あたり1.65㎡を標準とするが、被災状況や被災者の動向に応じて標準スペースの確保が難しい場合には、1㎡あたり1人程度まで収容（「標準外収容」）を見込む。

(2) 指定以外の避難所等への振分け

振分けの基準

ア 標準的な屋内収容スペースを確保できない場合には、原則として、地域防災会単位で周囲の避難所等に避難者を振り分ける。

イ 地域防災会単位での避難者の振分けが難しい場合には、徒歩での移動に負担の少ない15歳～64歳の健康な者を振り分ける。ただし、振分け元及び先（対象避難所）双方の避難所運営に支障のないよう配慮する。

ウ 振分け先は、原則として、収容スペースに余裕のある徒歩圏内の避難所とし、被災状況等を反映した安全な避難経路を確保できるよう配慮する。

また、やむを得ず長距離の移動が伴う場合には、都及び関係機関や協定団体との連携の下、移送手段を確保する。

振分けの時期

ア 標準外収容となっている場合

発災から48時間後をめぐに各避難所の収容状況、周囲の被災状況を集約し、対象避難所、対象者、避難経路等の振分け方針を定め、救援救護活動を主とする初動期（72時間）以降に速やかに標準的な屋内収容スペースが確保される形で振分けが完了するよう努める。

イ 指定避難所が使用できない場合

10 車中泊者発生抑制に向けた取組

(1) 予防対策

発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやエックス（旧：ツイッター）その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

（啓発事項）

東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）

大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼

緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること

区内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること

過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること

(2) 応急対策

区は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報を大型駐車場の巡回等により早期把握に努める。

また、健康面等についての相談・支援などは、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。

併せて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

要配慮者支援

1 要配慮者への支援

(1) 避難所等における支援

避難所

避難所等に要配慮者が安心して生活できる場所、資機材、備蓄等を確保する。

具体的な備蓄品等は、第6章による。

二次避難所の早期開設及び臨時二次避難所

発災当初から一般の避難所での支援が困難な要配慮者等を想定し、一部の二次避難所を早期に開設できるよう体制を整備する。

また、発災時、指定された二次避難所以外の社会福祉施設等の一部を状況に応じて当該施設の利用者等を対象とする臨時二次避難所と位置づけ、必要な支援等を行う。

(2) 障害者に対する支援

区は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得できるよう、また、障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、多様な手段による情報伝達・緊急通報等の体制・仕組みの整備に努める。

(3) 外国人に対する支援

中野区国際交流協会と連携して被災した外国人に対する広報を行う。第3部第1章による。

(4) 防災知識の普及啓発等

見守り活動等による普及啓発

地域では、見守り活動、ひとり暮らし高齢者調査、避難行動要支援者名簿作成等にあたり、要配慮者を対象に日頃の備え等について普及啓発を行う。

区及び介護サービス事業者等による普及啓発

平常時より要配慮者の状況を把握する区及び介護サービス事業者等は、対象者及びその家族に対し、日頃の防災上の備えについて周知するとともに、支援の必要性に応じ、災害時支援プラン等の備えを行うよう啓発する。

マニュアルの作成

区は、要配慮者及び家族等が、平常時の備えと災害時の行動について理解をより深めることができるようマニュアルを作成し、普及啓発を促進する。

総合的な防火防災診断

消防署は要配慮者の家を戸別に訪問し、災害及び家庭内事故等、当該世帯を取り巻く様々な危険要素や、要配慮者個々の生活実態を総合的かつ客観的に診断し、区、福祉関係機関、町会自治会等と連携しながら、居住環境の安全対策の推進を図る。

防災訓練への参加促進

要配慮者の防災訓練への積極的な参加を図るとともに、防災住民組織を中心に、要配慮者に対する震災対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。

地域協力体制づくり

消防署は災害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

2 避難行動要支援者への支援

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難を確保するために避難支援を必要とする避難行動要支援者への支援に取り組むとともに、避難所に公助及び共助を中心とした

避難行動要支援者の支援機能を確保するほか、避難支援資機材の増強を図るなど、確実迅速な避難ができる体制の整備を図っていく。

(1) 避難行動要支援者の把握

区は、関係部局で把握している要配慮者の情報を活用するとともに、区が把握していない情報で必要があるときは、東京都知事その他の者に対して情報提供を求め、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）を作成する。

避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、次の要件を満たす者であって、避難にあたり、医療など専門的支援を要する者、同行避難を要する者、見守りを要する者及び安否確認を要する者とする。

ア 要介護及び要支援認定を受けている者

イ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳のいずれかの交付を受けている者

ウ 障害者総合支援法の障害支援区分 1 ～ 6 の認定を受けている者

エ 70 歳以上の単身者

オ 75 歳以上の高齢者のみの世帯の者

カ その他、上記ア～オに相当する者及び避難に対して特段の配慮が必要と区長が認めた者

名簿の配備及び更新

名簿は、区役所防災センター（災害対策本部）及び区民活動センター15 か所（地域本部）に配備する。

名簿は、住民基本台帳情報をはじめ、要介護や障害にかかる認定の際や日常的な福祉サービスの利用時、各種の訪問時など平常時に避難行動要支援者の要件等の実態把握に努め、要支援者情報台帳システム上で、適宜、更新する。

名簿の管理

区は、名簿の提供に際して、目的外の利用をしないことや施錠可能な場所で保管すること、必要以上に複製しないこと、取り扱う者を限定することなど、提供先に対して適切な措置を講じる。

(2) 個別避難計画の作成

区は、名簿に基づく実態把握を兼ねた訪問調査や日常的な業務等（外部委託を含む）を通じて、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を進めるものとする。

個別避難計画に記載する事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項に加え、必要な支援者情報を記載する。

支援者

原則として、支援者は、親族をはじめ、避難行動要支援者の近隣に居住等する者のなかから避難行動要支援者が依頼、選定することとする。

支援者の役割

支援者は、原則として、震度5強以上の地震が発生したとき、または、高齢者避難等が発令されたときは、自身及び家族等の安全確保ないし安否確認及び居宅や周囲の安全確認をした後、可能な範囲で速やかに、担当する避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認の結果、必要な場合は、個別避難計画にしたがい、指定の避難所等への避難支援を開始する。なお、怪我や家屋倒壊等の緊急事態及び避難に人手を要する等の場合は、周囲の協力を求め複数で支援にあたるものとする。

支援者による支援は、善意に基づく任意の活動とし、必ず支援を行わなければならない義務は生じないものとし、避難行動要支援者においてもこの点を理解したうえで支援者を依頼、選定することとする。

支援者のいない避難行動要支援者の対応

支援者がいない場合、支援者が支援活動を行えない場合、支援者の支援活動の状況が不明な場合等は、下記の避難支援等関係者が支援を行うこととする。

- | | | |
|--------------|-------------------|----------|
| ア 区 | イ 消防 | ウ 警察 |
| エ 社会福祉協議会 | オ 地域防災会 | カ 町会・自治会 |
| キ 民生・児童委員 | ク 介護等サービス事業者、福祉団体 | |
| ケ その他区長が認める者 | | |

二次避難所との連携

二次避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に二次避難所へ直接避難することができるよう努める。

■参照（別冊資料）

資料第13「中野区地域防災計画と各行動計画等の関係」
（「個別避難計画」）

(3) 名簿・個別避難計画の活用等

名簿及び個別避難計画は、災害対策基本法に基づき、災害時に、避難支援等関係者のうち地域防災会、町会・自治会、民生・児童委員、警察、消防等に提供できるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう検討する。

(4) 地域支えあい活動との連携

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」について、中野区地域支えあい活動の推進に関する条例に基づき調整する名簿と連動させ、要配慮者に対する支援を平常時から災害時へと円滑につなげていく。

(5) 避難支援部、避難支援班

避難所において、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助などを行うため、各避難所組織の中に避難支援部、避難支援班を設置する。

また、避難支援部の構成員として、中野区民生・児童委員も加わっている。

(6) 福祉職員等の確保

区は、高齢者施設や障害者施設等と協定を締結し、災害時に、二次避難所となる施設や災害対策業務に従事する福祉職員等の確保に取り組む。

帰宅困難者対応

1 従業員の一斉帰宅抑制及び利用者の保護

「組織は組織で対応する」という組織対応原則に基づき、事業所、学校（以下、「事業所等」という。）は、従業員、生徒等の保護、情報の収集、食料等の備蓄等の内容とする帰宅困難者対策を更に推進する。また、災害発生時においても一斉帰宅抑制、利用者保護のための呼びかけを実施していく。

区及び消防署は、「組織対応の原則」に基づく対策の考え方の普及啓発に努め、事業所等の防災計画の中に帰宅困難者対策を盛り込むよう指導を徹底する。

事業所等は、一時期に集中して帰宅者が発生することのないよう、日頃から従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めるなど、帰宅計画を作成する。

事業所等は、メール等による連絡や、帰宅時の班編成における連絡要員の指定など、従業員等が安全に帰宅したことを確認する方法を検討する。

2 帰宅困難者一時滞在施設の確保

一斉帰宅の抑制策等を講じたとしても、地震の発生する時間帯や鉄道、バス等公共交通機関の運行状況によっては、家庭の事情や買い物などによる一時滞在のため帰宅しようとする者等が、主要駅、特に中野駅周辺に帰宅困難者として相当数滞留することが想定される。

区は、当該地域において、一定の人員の収容が可能な屋内スペースを有する施設を「帰宅困難者一時滞在施設」としてさらに確保していくとともに、協力事業者の拡充を図っていく。